記者発表資料

平成２６年　６月１７日
東 北 地 方 整 備 局

入札監視委員会の審議概要について
（第一部会第３回定例会議）

東北地方整備局入札監視委員会の平成２５年度第一部会第３回定例会議は、平成２５年１２月１７日（火）に仙台市の東北地方整備局で開催されましたので、その審議概要（別紙）についてお知らせします。

なお、第一部会第３回定例会議では、委員会が抽出した案件９件の審議が行われ、意見の具申又は勧告事項はありませんでした。

〈発表記者会：宮城県政記者会、東北電力記者会、東北専門記者会〉

問 い 合 わ せ 先

国土交通省　東北地方整備局
（第一部会）　仙台市青葉区二日町９番１５号　　TEL (022)225-2171（代表）

主 任 監 査 官　佐々木（ささき） 雄幸（ゆうこう）　（内線２１１４）
入札契約監査官　東海林（とうかいりん） 豊（ゆたか）　（内線２２２０）
契 約 管 理 官　福士（ふくし） 富也（とみや）　（内線２２２２）
技術開発調整官　松井（まつい） 幸一（こういち）　（内線３１２０）

東北地方整備局　入札監視委員会（第一部会）　審議概要

<table>
<tr><td>開催日及び場所</td><td colspan="3">平成２５年１２月１７日（火）　東北地方整備局　大会議室</td></tr>
<tr><td>委員</td><td colspan="3">部　会　長　京谷　孝史【(国)東北大学大学院 工学研究科土木工学専攻 教授】
部会長代理　熊谷　真宏【公認会計士・税理士】　〔欠席〕
委　　員　伊東　満彦【(学)東北学院大学 法科大学院 教授】
委　　員　牛尾　陽子【(公財)東北活性化研究センター フェロー】</td></tr>
<tr><td>審議対象期間</td><td colspan="3">平成２５年　７月　１日　～　平成２５年　９月３０日</td></tr>
<tr><td rowspan="8">審議案件</td><td colspan="2">総件数　　９件　（別紙－１ 審議案件一覧のとおり）</td><td rowspan="8">（備考）
(1)工事、建設コンサルタント業務等、役務の提供等及び物品の製造等の発注状況
(2)指名停止等の運用状況
(3)談合情報等の対応状況
(4)再度入札における一位不動状況
(5)低入札価格調査制度調査対象工事の発生状況
について報告を行った。</td></tr>
<tr><td>工事</td><td>一般競争入札(政府調達)</td><td>１件</td></tr>
<tr><td></td><td>一般競争入札（政府調達以外）</td><td>２件</td></tr>
<tr><td></td><td>工事希望型競争入札</td><td>１件</td></tr>
<tr><td></td><td>指名競争入札</td><td>１件</td></tr>
<tr><td></td><td>随意契約</td><td>１件</td></tr>
<tr><td colspan="2">建設コンサルタント業務等</td><td>２件</td></tr>
<tr><td colspan="2">役務の提供等及び物品製造等</td><td>１件</td></tr>
<tr><td>委員からの意見・質問、それに対する説明・回答</td><td colspan="3">別紙－２のとおり</td></tr>
<tr><td>委員会による意見の具申又は勧告の内容</td><td colspan="3">別紙－３のとおり</td></tr>
</table>

別紙－1

審 議 案 件 一 覧

【工事】

入札方式	工 事 名	工 事 種 別	競争参加資格を確認した者の数	入札参加者数	契約締結日	契約の相手方	契 約 金 額（単位：千円）	落 札 率（単位：%）	備　考
一般競争入札方式（政府調達に関する協定適用対象工事）	津軽ダム環境保全工事	一般土木工事	6	6	25.9.17	鹿島建設（株）	1,452,150	91.3	津軽ダム

入札方式	工 事 名	工 事 種 別	競争参加資格を確認した者の数	入札参加者数	契約締結日	契約の相手方	契 約 金 額（単位：千円）	落 札 率（単位：%）	備　考
一般競争入札方式（政府調達に関する協定適用対象工事以外のもの）	高瀬川津花川・流川排水樋門開閉機更新工事	機械設備工事	1	1	25.8.9	彦建設（株）	46,200	98.7	高瀬川
一般競争入札方式（政府調達に関する協定適用対象工事以外のもの）	山形管内横断歩道橋設置工事	鋼橋上部工事	1	1	25.9.2	東北電機鉄工（株）	81,585	97.2	山形

入札方式	工 事 名	工 事 種 別	技術資料の提出を要請した者の数	入札参加者数	契約締結日	契約の相手方	契 約 金 額（単位：千円）	落 札 率（単位：%）	備　考
工事希望型競争入札方式	茨島出張所庁舎建築その他改修工事	建築工事	22	4	25.9.2	（株）リューワ建設	23,625	95.1	秋田

入札方式	工 事 名	工 事 種 別	指名業者数	入札参加者数	契約締結日	契約の相手方	契 約 金 額（単位：千円）	落 札 率（単位：%）	備　考
工事希望型以外の指名競争入札方式	会津若松管内構造物他設置工事	一般土木工事	18	2	25.9.4	会津土建（株）	114,450	99.6	郡山国道

入札方式	工 事 名	工 事 種 別			契約締結日	契約の相手方	契 約 金 額（単位：千円）	落 札 率（単位：%）	備　考
随意契約方式	橋場地区法面応急復旧工事	法面処理工事			25.9.20	ライト工業（株）	192,675	99.8	岩手

【建設コンサルタント業務等】

入札方式	業 務 名	業 種 区 分	手続への参加資格及び業務実施上の条件を満たす参加表明書の提出者数	入札参加者数	契約締結日	契約の相手方	契 約 金 額（単位：千円）	落 札 率（単位：%）	備　考
簡易公募型競争入札方式	青森河川国道事務所管内道路施設点検業務	土木関係建設コンサルタント	2	2	25.9.26	青森河川国道事務所管内道路施設点検業務　復建技術・大成・興和設計共同体	113,400	91.2	青森

入札方式	業 務 名	業 種 区 分			契約締結日	契約の相手方	契 約 金 額（単位：千円）	落 札 率（単位：%）	備　考
随意契約方式	山形法務総合庁舎計画通知申請等業務	建築関係建設コンサルタント			25.7.16	（株）松田平田設計	4,568	100.0	営繕部

【役務の提供等及び物品の製造等】

入札方式	業 務 名	業 務 分 類	競争参加資格を確認した者の数	入札参加者数	契約締結日	契約の相手方	契 約 金 額（単位：千円）	落 札 率（単位：%）	備　考
一般競争入札方式	建設機械（ロータリ除雪車等）修繕保守単価契約	役務の提供等	1	1	25.7.29	菅原産業（株）	一工数時間単価 6,090円 部品割引率　5%	100.0	仙台

別紙－２

１．報告

意見・質問	説明・回答
・談合情報等の対応状況の件数が増えているとの説明があったが、どういうことか。	・外部から談合情報として通報があった件数はない。 予定価格内に入札した社が１社である件数が増えたことによる。 要因として、震災の影響等により入札参加業者の数が減っており、そもそも１社しか参加していない入札が増えたことによる。
・東北全体においてこのような傾向があるのか。	・対象となった案件を見ると、地域や工種による偏りはない。

２．審議

意見・質問	説明・回答
１　津軽ダム環境保全工事	
・競争参加資格要件において、「当該施工実績が適切なもの」とあるが、どういうことか。	・施工実績があり、その工事成績が６５点以上を満たしているものである。
・資料の下請契約一覧における下請企業は、地元企業なのか。	・地元企業である。
・この入札に参加した企業すべてが、下請を使う前提で入札に参加しているのか。	・発注者は、契約する前に下請をどこにするかについて、資料の提出を求めていない。契約後に、受注者が下請に出す場合は、その状況を発注者に提出することになっている。 下請の有無は、契約時点ではわからないが、普通は、地元の業者を使って、施工するのではないかと推測される。
・過去に福島県内における除染業務で、下請業者が不良な仕事をして、話題になった。 この工事では、そのような心配はないのか。 また、下請が決まる過程については、福島でそのようなことがあったことから、今後のことを考えると疑問を感じる。	・福島県内の除染業務は、人の手による作業が主なものであり、多くの除染業務に多数の作業員が集められている状況である。今回の工事は、土砂をトラックで運搬するという、通常施工している一般土木工事と同じ内容のもので、多くの作業員を確保しなければならないというものではない。 そのため、福島県内であったそのようなことはないと考えている。
・堆積物の中身は何か。	・堆積物は鉱さいである。鉱さいは、鉱石を粉砕して

意見・質問	説明・回答
	選鉱し、有用鉱物を分離した後の石屑である。 その中に基準を下回ってはいるが、微量のカドミウムと鉛が含まれている。 　そのカドミウムと鉛は、遮水シートを２重にして、覆っている。さらにそれを土砂によって覆っている。 このようにして、現場の安全な保管管理を徹底している。
・下請業者の中で、反社会的勢力の業者を排除することは、競争参加資格要件で決まっているのか。	・工事請負契約書には、受注者に関する事項があり、役員等が暴力団員だった場合は、発注者が契約を解除できることとなっている。 　そのほか、建設業の許可の段階や入札の段階においても、排除できる仕組みになっている。
・下請の段階での不適切な価格の問題や全体として適切な工事がなされないという懸念がある。そのあたりのチェックはどうしているのか。 　また、下請を許可するかチェックしているか。	・下請は、許可制になっていないが、下請契約を締結後、受注者は施工体制台帳と契約書を提出することになっている。
２　高瀬川津花川・流川排水樋門開閉機更新工事	
・コリンズ検索結果で技術資料の提出が可能な対象業者数が８０社ありながら、応札者が１社しかいない。理由は何か。	・工事の規模からいって魅力的ではないため、応札者が少なかったのではないかと推察している。 しかし、２ヶ所の工事をまとめてロットを大きくするなど、魅力を高める努力をしている。
・この落札業者は、地元企業か。	・そうである。
・開閉機をネジ式からラック式に更新するとのことだが、ラック式が新しい形式か。	・そうである。
３　山形管内横断歩道橋設置工事	
・入札参加申請書の提出業者が２社で、参加資格がある業者が１社、参加資格が無い業者が１社である。競争参加資格要件は、ごくごく一般的なものであるにもかかわらず、参加業者が少ないのは、どう考えたらいいのか。 　うがった見方をすると、資格のある業者が、資格の無い業者に声をかけて、このような入札結果にしたのではないかともとれないこともない。	・結果としてそのようになった。なぜそのようになったかの理由については、わからない。
・山形県内に本社が所在することが競争参加資格要件になっているが、なぜか。 　工事工程を見ると多くは、工場製作である。 　工場製作であれば、どこの県の業者が受注したとしてもいいのではないか。	・事務所で発注を考える際に、地域要件として、競争性が確保できるかという観点で、範囲の狭いところから次第に範囲を広げていくやり方をしている。今回の件では、山形県を内陸と庄内に分け内陸のみの場合２１社であった。範囲を山形県内にした場合３１社であ

意見・質問	説明・回答
	る。当事務所では、３０社位あれば競争性が確保できると考えた。 　工事は、工場製作の外に歩道橋の架け替えと、歩道橋の改修等で、交通量の多い現道を止めながらの工事になり、住民への配慮や現地に精通している等の必要もあったので、県内に本社が所在する要件とした。
４　茨島出張所庁舎建築その他改修工事	
・この案件は、談合情報等の対応状況資料の件数に含まれているがどういうことか。	・外部から談合情報として通報があったものではない。 　予定価格内の入札をした社が１社であったためである。
・談合情報等をチェックして、問題は無いとの判断は、どのようにしているのか。	・応札した各社から提出されている工事費内訳書の内容をチェックして、判断している。
５　会津若松管内構造物他設置工事	
・一般競争を行ったが、不調で契約に至らず、指名競争にしても応札する業者が少ないのが、今の実態なのかなというのが感想である。	・一般競争で発注したが応札者が無くその後、指名競争で発注をした。指名した業者は、多くは工事施工地の近隣に本店がある業者を指名した。
・入札調書において、１回目の入札額と２回目の入札額にかなりの開きがあるがどうしてか。	・１回目の入札額と２回目の入札額の開きについては､それぞれの業者の考え方であり断言はできないが､この案件については､１回目の入札が終わった段階で､個別に工事概要の補足説明をしている。それが２回目の入札額に反映したものと思われる。
・高需要に加えて、関東ではオリンピック開催に向け、どんどん工事費が上がる話があり、民間では新たな事業所設立のための設備投資の話や、施工工事費が２～３割増しになっているという。 　予定価格の積算根拠を変えると不調・不落がなくなるのか､それとも絶対的に業者数（人手）が足りないのか。	・一般的な答えになるかもしれないが、不調・不落の増加への対処として、従前から競争参加資格要件を、広げて対応している。地元業者が多いＣランクを対象にしていたものを、ロットを大きくしてＢランク、あるいは Ａ ランクの全国企業に広げていくことによって、人にしても資材にしても、全国から調達できるよう工夫を重ねている。 　ただ、それでも、労務費は、徐々に上がっているのが実態である。 　それについては、一定期間毎の調査を本省主導で全国一律の基準で行っており、できるだけ短いサイクルで標準単価自体を上げるように取り組んでいる。 　今回の指名競争で２社しか来なかったのは市町村から除染業務として、５億、１０億のものが発注されており、特に福島県は、被災地の中でも一番人が足りない状態であったためと考えられる。 　今回の１億程度の工事は、見向きもされない状況となっており、指名でもしないかぎり応札されない。こ

意見・質問	説明・回答
	の規模の工事で、技術者を１人はりつけてしまうと、１年間他の工事が取れなくなってしまい、割に合わないということである。 　よそから宿泊費を伴う人を連れてくるより､やはり、地元で調達した方が安く上がる。よって、地元の人の単価は上がっていると思われる。
６　橋場地区法面応急復旧工事	
・随意契約の業者の決定は、東北地方整備局長と(社)全国特定法面保護協議会東北支部長が締結した「災害時における東北地方整備局所管施設の災害応急対策業務に関する協定」に定める会員の中から絞り込みをしたのか。 ・協定を結んでいない場合は、どうするのか。	・そうである。 ・違った条件からの絞り込みになる。
７　青森河川国道事務所管内道路施設点検業務	
・落札したところが設計共同体だが、このような定型業務を受注するにあたり、設計共同体を組むことがよくあるのか。 ・点検の距離が長く､期間が長いということで、施行できる業者が限られてくることはないのか。分けることができなかったのか。	・点検業務では、あまり事例はない。 　今回の点検業務は、当事務所管内で管理している３０箇所の道路施設すべての点検業務である。設計共同体を組むことで、それぞれの得意分野やそれぞれの有利である地理的なものを組み合わせることで、優位にしようとしたのではと推測される。 ・当初そのようなことを検討したが、まさに今全国の地方整備局で一斉に総点検の業務が発注されている。そうした中で、私どもの管内でも、人員や資機材の確保が困難になるのではないかという予測をした。その観点から、メリット・デメリットそれぞれあるが、ロットを１つにして計画的に点検できるように環境を整えることが得策だと判断した。
８　山形法務総合庁舎計画通知申請等業務	
・随意契約理由の「原設計に関して、設計内容に精通しているとともに、申請手続きに係る関係機関との事前調整を行いながら設計を進める等関係機関との申請手続き等の詳細な情報にも精通している唯一の業者である。」とあるが、どういうことか。 ・設計した後に、計画通知申請は必ずすることになっているのか。 ・設計の際に申請も一緒にして発注しないのか。	・今回の業務は「山形法務総合庁舎」の新築にあたって、山形県の建築主事へ計画通知申請等を行う業務であり、設計図や構造計算データ等に基づき申請書類の作成とその計画通知申請手続きを行うものである。当該業者は、山形法務総合庁舎の設計を行った業者で、設計内容に精通している唯一の業者である。 ・なっている。 ・本来は、計画通知申請業務の予算は設計費と一緒に措置され、一緒に発注されるものであるが、今回は、

意見・質問	説明・回答
また、計画通知申請業務の予算は、通常設計費と一緒に措置されるものなのか、それとも工事費と一緒に措置されるものなのか。 また、なぜ、そのようになったのか。	翌年度の工事費と一緒に予算措置されたため、申請業務単独での発注となった。 この業務は、法務省から国土交通省が依頼を受けた業務である。よって、予算の経緯についてなぜそのようになったかについては、わからない。
・この(株)松田平田設計は、山形県内の業者か。	・全国で営業している業者である。
9　建設機械（ロータリ除雪車等）修繕保守単価契約	
・抽出事案説明書の備考に過去の落札状況が書いてあるが、独占状況である。 競争ができないくらい独占的な業務なのか。	・ロータリ除雪車は特殊な車両で、当事務所でも大型２台、小型を８台しか保有していない。国内の製作メーカーも２社しかなく、市場規模が小さいことが、応札状況に現れているのではないかと思われる。
・ロータリ除雪車を必要としているのは、仙台河川国道管内だけではなく、東北全体で必要ではないか。	・そうである。
・整備局管内を１つの契約にまとめると、競争性があるものになるのではないか。	・除雪車は故障すると緊急的な整備が必要なため競争参加資格要件で、宮城県内に修繕を行うことができるサービス拠点があることとしている。
・自動車で急に故障した場合、ＪＡＦがあるが、それらは､県毎に区切られているわけではなく、独自の営業システムを持っている。 そういうことから考えると、建設機械の修繕保守が同じような営業システムとしてできないということが解せない。５年間特定業者が落札して、整備局管内の事務所が同じような発注をして、同じような結果になっていると思われる。非効率的だと思う。それに対して、新しいやり方を試みることはしていないのか。	・効率化を図れるものは、対応している。一方、この業務において一番大事なことは、除雪車が壊れたときにすぐに対応できるかどうかということである。 雪が降ればすぐに除雪をしなければならない。除雪中に故障した場合は､緊急修理を依頼することになる。近くにサービス拠点がないと、そのような対応が難しくなる。仮に、整備局管内をまとめて発注するとした場合は、東北６県にそれぞれサービス拠点を求める資格要件とする必要がある。小さな市場規模で東北全県に拠点を持っている業者がいるかどうか、厳しい状況がある。いずれにしても今後も、競争性を高める工夫を継続して検討していく。
・結局、一方の見方をすると、競争参加資格要件として｢宮城県内にサービス拠点があること｣は、規制になっている。規制になっていることによって、競争が起こらない可能性がある。	・もちろんそのような考え方もある。 一方、経済合理性という観点から考えた場合、営業活動は､支店や営業所で行うのが通常である｡そこで、営業活動範囲をどのように考えるかということになるが、単に物を売るだけであったり、対応に緊急性を有しないものは､極端な話サービス拠点はなくてもよい。しかし､例えばコピー機の賃貸借及び保守契約などは、利用者の依頼にすぐに対応できるように考えて、サービス拠点を整備するのが一般的である。 除雪車は、降雪期はいつでも出動できるように待機している。故障したときは緊急修理をお願いし、除雪

意見・質問	説明・回答
	に支障がないようにしなければならない。そのときに、例えば仙台の除雪車を青森にしかサービス拠点がない業者に依頼するのがよいのかということになる。 企業の営業活動と発注者が求めるサービスは裏腹の関係になっている。今回発注した業務は、サービス拠点が県内になければ緊急時の対応が難しいだろうと判断し、競争参加資格要件としている。
・除雪機械の補修を発注する立場の方は、国だけでは無く市町村レベルでもあるのではないか。町道とか市道を管理していることから、宮城県の仙北、仙南それぞれの地域において発注しているのではないか。仙北、仙南、沿岸部でそれぞれ規模の小さい業者に発注している可能性がある。 全県をカバーする業者が少ないのではないか。競争性を高めるのであれば、地域を分けてその地域毎にサービス拠点を持っている業者と、今回の落札業者が競争するということもあるのではないか。私は、県を細分化して発注した方が競争性が図られると思ったが如何か。	・県内の自治体でも除雪車を持っているところがあるが、各自治体とも地域ごとに発注しておらず、仙台にサービス拠点を持つ業者に委託しているようだ。特殊な機械で、しかも台数が少ないことから、各地域ごとに整備可能な業者はいないようである。一般的にこのような機械の修繕保守契約は、以前から入札参加者が少なく苦労しているところである。 もともと、修繕保守業務は、競争の仕組みに、乗りにくいところがあるということは、ご理解頂きたい。 新規に除雪車を購入する場合は、入札参加者を増やすため、整備局単位で一括して調達する方向に移行している。 本日の指摘を踏まえ、いろいろと工夫を重ねて行きたい。
・新規購入の時に何年かの保守契約はできないのか。	・国の予算は原則単年度であり、複数年契約をすることはハードルが高かったが、最近になって認めてもらえるようになった。 修繕保守業務付きの新規契約も、ある程度の規模の場合は認めてもらえるようになっていることから、徐々に切り替えていく努力をしている。
・この落札業者は、これ以外にどのような業務をやっているのか。	・ダム用ゲートの修繕や、砕石プラントの設置工事やメンテナンスを行っている。
・修繕保守の契約は、機械が壊れたときに呼んで直してもらうという契約か。 契約実績として、平成２４年度の支払いはいくらか。	・除雪車が故障したときに現地または工場で修理してもらう。その修理の外に、車検整備、定期点検などがある。 平成２４年度の支払額は、21,208,315 円である。

別紙－３

３．委員会による意見の具申又は勧告内容

本日の審議案件について、意見の具申又は勧告事項はない。

一つ要望がある。
下請の話があった。下請業者選定で、反社会的勢力の排除やあるいは、下請価格の適正さのチェックは大丈夫か、という質問をさせて頂いた。

他の発注機関での除染作業等で、いろいろなことがあったことを踏まえて、発注者として工事が適切に行われるように、下請業者の選定等については、発注者として責任を持って注視して頂きたい。

【当局からのコメント】
ご要望いただいた点については、今後の入札・契約の業務に反映し、透明性及び競争性の確保に努めて参りたい。